

政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書

政治資金収支報告書の不記載等の政治資金規正法違反が疑われる事案について連日報道がなされ、強制捜査が行われる事態にまで進展するなど、政治資金に対し、国民から厳しい批判や疑念を持たれる状況となっています。

そもそも、政治資金規正法は、「政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与すること」を目的とし、基本理念として「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。」と規定しています。

この問題については、国民の政治不信を招いており、国民に対する説明責任を果たすとともに、政治資金の透明化や再発の防止が求められています。

よって、本市議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を高めるため、政治資金パーティー収入からのキックバックの全容解明を進めるとともに、政治資金規正法の改正により、企業、団体献金のあり方、「政策活動費」の使途公開の明確な義務付けを含め、政治家も責任を負う連座制の強化など、再発防止に必要な措置を講ずるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年3月15日

伊 那 市 議 会